

令和7年8月
警察庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和7年7月11日から同年8月9日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行った結果、12件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第77号)

2 命令等の案を公示した日

令和7年7月11日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています(頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。)

なお、本内閣府令案に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 12件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	12件
電子メール	0件
郵送	0件

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」関係

改正案について、

○ マイナ免許証保有者の利便性の向上に資する
といった御意見がありました。

改正案は、免許情報記録個人番号カード又は運転経歴情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード等」といいます。）を有する方が個人番号カードの更新等により新たに個人番号カードの発行を受ける場合に、当該個人番号カードに免許情報記録又は運転経歴情報記録を記録したものとす措置を講ずることができることとするものであり、新たな個人番号カードを免許情報記録個人番号カード等として引き続き利用することができるようになります。

2 その他

改正案に対する直接の御意見ではありませんが、

○ 「外免切替」の見直しに関する御意見

○ 自転車の運転者による交通違反に対する交通反則通告制度に関する御意見

等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。